設問门

- 1. X15とX26にかいて原告直格は認められかか。X1日心X2は 国四伊民であり、例外許了も受ける名充人でははいことから、問題 212 %.
- 2. 无机U13. X15尽心X2618、"仅律上0利益包有多为准」(约取新 新烈及(以1-18) 9条(填) 几当几为人。

こで、「は律上の利益を有りか有」とは、当該な好分かりまされる こでにむ、自己を権利2日は律上保護でれい利益が侵害でれ、 第一段鏡ではかれる。これのあり着むり。これ、は徐上 保護された利面かどうかは、当該处分も走めれ行政は規が 个特定对教育の具体的利益も身は一般的公益の中に強収 解消むせるにとどめず、それが帰属タる個で人の個別的利益で してもこれを保護りな趣旨をも含む場合はかどうかで判断りか。 門 この際には、9条2項の事業を勘案りか。

- 3. X 1512200
- (1)まず、XIIB居住環境も考されない利益も主張りかて考えが nb.
- (3) 科特例外許了力根拠は合け、建築基準は(以下にいいう。) 粉入頃になし書である。このはの目的は、角切は連築物の 設立により、国民の生命-健康及び財産を保護することにある (は一多)。そして、居住地域においては建築物の乱立をごける 、 ~く、別表第二(い)項に掲げ方建築物以外の建築はでき 10く13か(48春(項本文)。これは、居住在の安心·安全に見らせか

利益も保護していかともいえた。

己して、都有計画1天8条、9条11わいては、住居専用地域に かいひは良好は居住環境を保護りかっても目的ではおり、 建築基準はと着手計画は日東見りかも目的が共通りな 関連は左であかていえか。しれかれ、都部計画はの内をい ついても、勘乗りかことかでもり。そして、こり都や計画はなれおいて も、都市の建全は発達のれのには居住者が良好は環境で 主信できかしても目的としていか。つまり、同はにかいても、居住 第10分を経境を考されない利益を体験しいわないえか。

LICからて、X150利益は、一般的公益でして保護でれか。

(3) きに、当該利益については、居住在の居住区域に産はな 建築物が建築でれた場合、当該建築物由近くい居住する 看であればあかほど、軽音ドガスの臭い、交通事故に悩まさ 15 れるた後性が大きくなる。また、当該た後性ルおいては、人の 生命が健康にも考を与えかものでもあり、高いの利益を動 为もりともいれた。

しながって、後は上記利益いついては一般的公益にこどまるが、 個別的利益とにも保護しているといえた。

(4) 本件において、XISIB 本件自動車車からゆずからX-FIV 離れし位置心居住している。この6×トルの距離にかいては、 自動車に関める静騒旨やライトグレア及び排気が久はでい とり居住環境が考される可能性が極めて高いていえか。 よって、XIIII原告直接が認められる。

	4. X2812012
	(1) X25についても、X15と同様しと保護境を考されない利益
	を主張りからてか、考えられた。
	(2) 前述のまかれ、同利益ルついてははは個で人の個別的
	利益として体護しいている。
	(3) 20月かて、孝件の場合、X2513 孝件駅地から45X-トIU
	。能れなでころで居住している。本件自動車車庫から45X-1-11ほで
	。離れているではれば、身厚に出入りまり際に生ずる自動車に
/ - /-	同り起音は比較的小さなものといえか。まれ、ライトグレア
弟	Bび特点がスについては、当該距離もあれば振動されると
ADDRESS DE LA CONTRACTOR DE LA CONTRACTO	解される。
	13 LUがって、X2多の上記制益いついてはまな体護には値せず、
	14 原告直路は誤めかれはい。
問	(4) (37)、X21日交通量が,質りてでにより、交通事改い、豊めかり 15 とうろ利益も主張うからで入着えかれるが、建築基準は尽び
I — J	
	が手計画はは、当然利益の保護を目的ではしてからず、一般的
and the second s	(病なしても保護でれるい以上、認められるい。
	[鼓門2]
	1到外許可については以下の最限である的的。
	21 1. 手航上の毒抵 锻瓶
	(1) 本件では、除斥事由のあるBが、建築着重会の同意に係り議
	はなんからている。
	C) ここで、降存年由かは82年にかいて走のかれている趣旨は、
	<u>3</u>

C

居住地域内にかいては原則、別表第二(い)項に掲げる建 築物以外は建築できなくはっているが、これの例外計「も認める 10勝しては、建築物の安全性や居住者での調和を公平は見地 から順重は判断をかからしのわことにある。 (3) きうまかと、本件のように Bが鉄次になか。にいしてはれば、 位于は見地からではほく、A関いかりまる可能性からある。また、 日を除いても同意が得られていれて考えても、目がかめっていれ こと自体で月囲し何かかり影響も子えなんかりでは各定で Eld no (4) しんかって、上記事はいれの基本をある。 (5) もった、上記選はが开取的事由も構成りかかについては 再度問題があわる ここで、行政にかいては住民等に対して自身の権利を利益も | 主張3カ際には手航面からも当該権利・利益を保障にいる。 16 きりまな、指政の差明性が確保できないよりは、重大は手続 上の段性については、取情事由を構成りかなりかをである。 本件では、は82条に反引為議次かされるり、当該月意心 基がも例外許可がはされからりれる。同は違反は重大的 ま紙上の段がにあれる。 しいかって、取消事由を構成する。建は事由でいえる。 2、裁量遵反

23 (1) 竹市においては、本件多相心差がも本件例外許可も認め

ろかり運用かはされている。そっても、本件多個については、ほり

看任も受けて規定されたものでははい、 術政規則である。この 行政規則にかいては、は町打車力を有するものでははく、必ずし も本件多綱の規定通りの判断をしはくてもよいことでしまる。 しかし、丁市においては、仁老からこれでかり、住民の信用も も保護する必要が生じでかる。そうたですれば、后理的任理由か ないしちかかりがず、これに反う力利断は教量の危航・15日ではか (2) まか、本件多個が教量基準であかかれついて検許りる。 ほるをし気にむし書によれば、おきれかはいて認め」すでやむも 得13いて認め」という抽象的な支色が使りれている。そして、当該 例外許可以おいては、居住地域の美術も踏まえて判断を助 、必要がある以上、専門・技術的分為見もなめられる。 したからし、当該判断ルッシャーをには教量が記のられ、 本件多個日教量基準×100. もっても、YI市長は、本件自動車車庫には、乗車屋上部分の 外目に転落防止用のフェスが設置とれいわり升で、自動車 の騒音・ライトグレアタが特点がスを防ぐ構造が偏れられて いないにもかからず、これを例外許可していた。 (4) きうりかて、后理的は特段の理由がはいるけれかいては、当該 別外部可は本件多個で異なり判断をしてものでして、裁量の 魚脱·塩用にはわていえか。 「裁問3] 1、取消新弘での排他的管轄、出新期間の厳格性に奔鶴か 小13、本件例外計可2至区性 13、本件確認の産は性でして私継

されないのか原則である。もっても、必ずしもてのように解していかて、 作民等の権利・利益の保護を因为ことかできはい場合も存在 す力。そこで、①先行手流と後折手流が居合して、一つり目的 効果の美現も目標でしてかり、②先行手抗にかいひー争方 1七手続保障が尽くされているからし場合にかいては、例外的に 先的手続の虚は性が後的手続い尾性されるで解するできで ある。 2(1) 村では、例外計りで本件確認を行う主体は下一下で指定 · 確認 灰重機手関であり、主体は異はっている。もっても、建築りの Aにてっては、本件確認で例列一部での現方を充化ではけれる。 *キリスーハー場銭湯を直はい建築タカンでができねい。とう (U29以は、Aへの建築の制限を課りものでして、西手続は居 台して、一つの目的効果の実現も目標ですかものかえた。 門(3) そして、X513Y1年の担当職員から後続の建築確認の 取消新説のヤで主張すれば足りなひ助きでれていたことから. 先物手統内では手統保障が安えられいほかっていえる。 3. Lan. 先行手册 丁力是压性が承胜之れ、X5日. 。本件確認の取消訴訟において、上記達は性も主張できる。 (敖問4) 《振路唱教(1条), 「公乗烙場」に本件スーハー銭陽が当れかてしれてていっき 我量の支援・場合からかないえかか。 ききき、YIキにおいては、各例においし「一般な象俗場」で できの他の公果路場」に区分して規定している。そして、この公

第

東路場」については、利用目的及び形態が歩地域住民/ の日常生活において保健衛生上必多は施設でに利用 されることが本来の目的であるてして、承別中の一般公家 俗場」と同義ル解りかきであるでえる。 2. 本件工作研入一八°一钱广局几日、整食市七一儿が提供

されか飲食ユーナード小規模ではあかか、厨房施設が存在 しいれ、りなて、本来銭場にあるべきではい施設をも 備っていしていれる。

第

まれ、本件スーパー銭場の価格は手目600円、作日700円で 設定されおしおり、一般公衆俗場の走のか400円の価格を 超えていれ。そうりるで、価格の面からみでも、一般公家冷場

てしてはつかりくはからしていんな。

3. 以上的,本件又一八个较品的.一般公表俗品」几日 門 当にもず、「な家に場」には当れらしかていえる。中えに、 にれし当れまかてしれてていっき、産はかある。

4. 13 お、上記では~10本件スーハー銭湯での飲食施設が 。月表第二(い)十つ「附属了かか」で解した場合は、本件スー 。八°一銭場の主に为目的は、公衆俗場」であか点には変わ 20 りかないれの、本件確認を得かしてかできる。

そりにめ、当該主張しついては、虚は事由でしては主張し得 しかいことにしから 以上